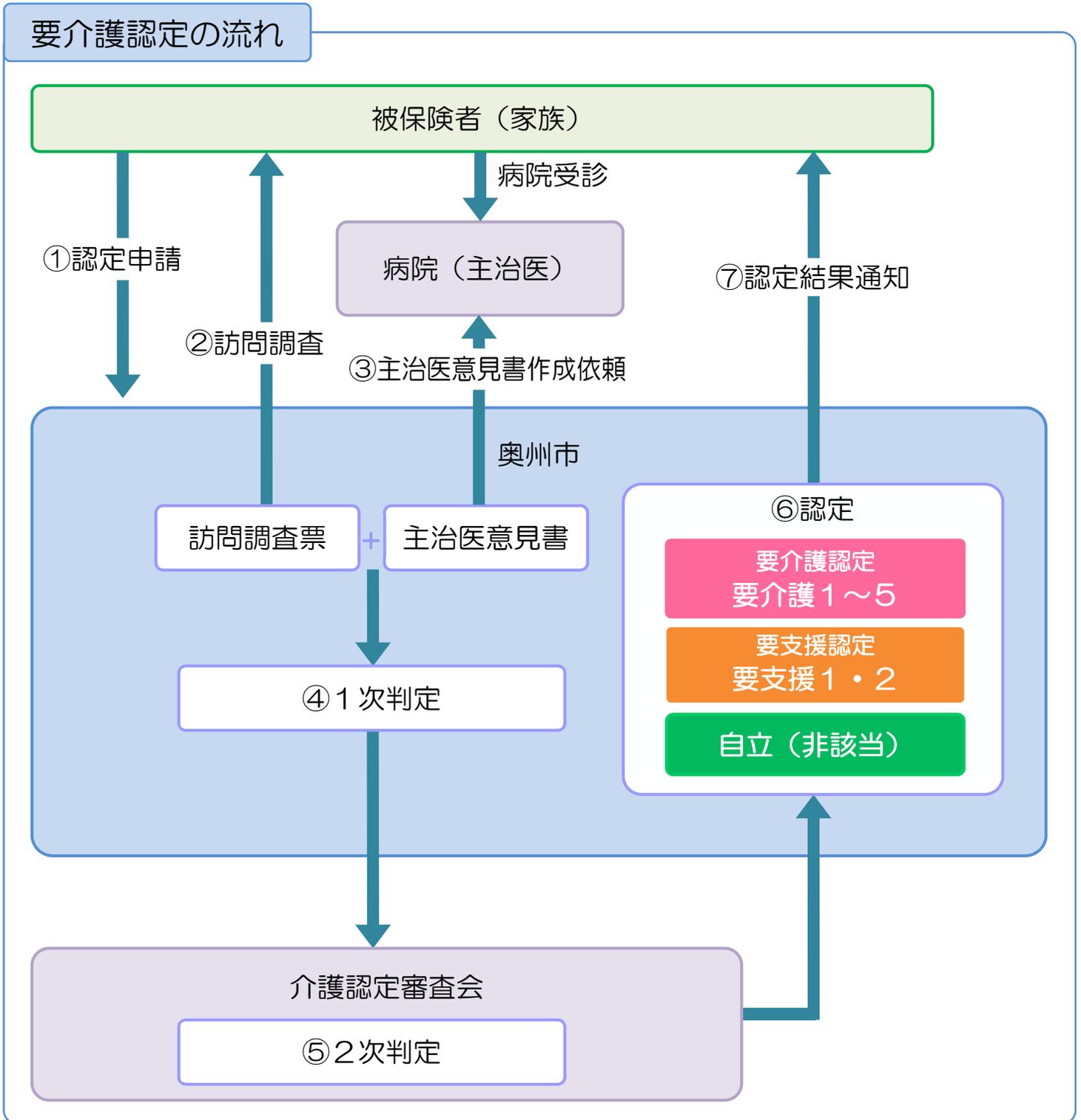


7 要介護認定のしくみ

要介護認定では、訪問調査と主治医の意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。申請から認定の流れについては、次のとおりです。申請に当たり必要なものがありますので、次ページでご確認ください。



※要介護や要支援の認定は有効期間（心身の状況に応じて3か月～36か月）があり、続けて認定を受けるためには更新手続きが必要です。申請手順等は、上の図と同じ流れで進みます。有効期間満了日の60日前から更新申請ができますので、お早めに手続きをお願いします。

1 認定申請

本人または家族等が、市の介護保険担当窓口で申請します。

申請の際には、介護保険被保険者証の提出と個人番号の申告が必要となります。被保険者証を紛失した場合などは、認定申請と同時に被保険者証の再交付申請も行っていただきます。認定申請には押印は必要ありませんが、被保険者証の再交付申請には押印が必要ですので、印鑑（認印可、シャチハタ不可）をお持ちください。また、申請する方の本人確認のため、運転免許証、保険証等をお持ちください。

2 訪問調査

申請後、市が派遣する「要介護認定等訪問調査員」が本人の心身の状況などを確認するために、本人の自宅（入院中の場合は病院）等を訪問します。訪問の際は、本人の日常生活状況などの聞き取りも行うため、家族などの同席をお願いしています。

3 主治医意見書作成依頼

認定申請書に記載された主治医に、市から直接、「主治医意見書」の作成を依頼します。（主治医意見書作成のために、病院から受診を求められることがあります。）

4 1次判定

訪問調査をもとに作成した「訪問調査票」と「主治医意見書」をもとに、要介護認定のための基準時間を算定します。この基準時間とは、対象者の介護にどのくらいの手間がかかるかを時間で表したもので、要介護度の判定の基準となります。

5 2次判定

専門的な資格を有する委員による「介護認定審査会」が開催され、1次判定の結果と主治医意見書などをもとに、その人の要介護度の判定が行われます。

6 認定

介護認定審査会の判定結果をもとに、市が要介護度を決定します。

7 認定結果通知

認定結果通知と要介護度を記載した被保険者証を郵送します。サービスを受けるためには、ケアマネジャー等との契約が必要となります。